

こども施策に対するこども等の意見の反映について（依頼） ～こども基本法への対応について～

1 こども基本法による、こども施策へのこども等の意見反映の義務付け

令和5年4月1日施行の同法第11条で、地方公共団体（教育委員会含む）は「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされました。

〈定義〉

「こども」 ●心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画さない。

→上限はありませんが、概ね20代までが対象になると想定しています。（こども家庭庁は小学1年生から20代までのこども・若者から意見を聞き取る事業を行っています）

「こども施策」 ●こどもの健やかな成長を主たる目的とする施策の他、こどもや子育て家庭に関する施策や、それらと連続性を持って行われるべき若者に係る施策。

→「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、若者も含んだ教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、医療の確保・提供、若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）



- 「こども施策」は、こどもや若者、子育て家庭までが関係する幅広い事業や計画が該当
- 各所属とも該当する事業や計画について、こどもや若者等の意見聴取・反映の検討が必要

2 こどもの意見を反映させるために必要な措置に係る国の例示

必要な措置、意見聴取の頻度について、当該施策の目的等によって様々としつつ、下記を例示。

- こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
- 審議会、懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進
- こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など直接意見を聴く仕組みや場づくり
- 学校、児童館や青少年センターなど、こどもや若者の活動・生活の場に出向いた意見交換

3 本市の対応について

- 本市でも令和4年4月1日施行の「新潟市子ども条例」のもと、小・中学校と連携したこどもの意見表明の取り組みを始めており、各所属でもこどもとの意見交換を行っています（別紙参照）。
- 別紙をご参考に、各所属が当事者意識を持ち、意見聴取と施策への反映に着手をお願いします。
→今後、各所属の取組状況や事例を共有できるよう取りまとめる予定です。
- 今秋に国がこども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」を策定するので、同大綱の内容についても、改めてお知らせします。